

緑の募金による緑化事業実施要領

平成18年5月1日

(目的)

第1条 この要領は、香美町緑化推進委員会(以下「緑化推進委員会」という。)が香美町の緑化を推進するため、木の植栽活動、森林学習体験等を行う者に対して助成金を交付するための必要な事項を定める。

(事業主体)

第2条 事業を実施する者は(以下「事業主体」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 集落
- (2) 学校、社会福祉施設等の公益法人
- (3) 緑化活動を行うために町内で組織された団体
- (4) その他、緑化推進委員会長(以下「会長」という。)が適当と認めるもの。

(事業内容)

第3条 緑の募金による緑化事業の内容は次のものとする。

- (1) 学校、病院、公園、福祉施設など社会公共施設の緑化等を行うもの。
- (2) 広く町民が参加する森林保全活動や樹木の植栽等森づくりイベントの開催を行うもの。
- (3) 子供たちに森林学習体験活動を行うもの。
- (4) 地域のシンボリックな巨木を保護、樹勢回復するための処置を行うもの。
- (5) 森林の利活用を進めるための広報等情報提供を行うもの。

(助成申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするものは、会長が別に定める日までに、緑の募金による緑化事業助成金交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。

- (1) 地域に適合し、風致の向上が期待できるもの。
- (2) 事業実施後の維持管理ができる体制にあるもの。

(助成の決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容等を審査の上、助成金の交付を決定し、緑の募金による緑化事業助成金交付決定通知書(様式第2号、以下「交付決定通知」という。)を事業主体に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付決定通知を受けた事業主体は、事業が完了したとき速やかに緑の募金による緑化事業実績報告書(様式第3号)を会長あてに提出しなければならない。

(額の確定)

第7条 会長は、前条の規定による緑の募金による緑化事業実績報告書の提出を受けた場合は、書類審査及び必要に応じて現地調査により、適当と認めるものについて交付する助成金額を確定し、事業主体に通知するものとする。ただし、助成金の確定額が交付決定額と同額の時は、通知を省略できるものとする。

(請求)

第8条 会長は、前条の規定による助成金額を確定したのち、事業主体から提出される緑の募金による緑化事業助成金請求書(様式第4号)により、助成金を交付する。

(事業地の管理)

第9条 事業主体は事業地について善良な管理を行い、事業の目的が達成されるよう、努めなければならない。

(帳簿の備付け)

第10条 事業主体は、当該緑化事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該緑化事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附則 この要領は、平成18年5月1日から適用するものとする

附則 この要領は、平成20年5月2日から適用するものとする